

第2号様式

平成27年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成27年6月5日(金) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成26年12月1日から平成27年3月31日まで	
抽出案件	総件数 173件	(備考)
工 一般競争	134件	
標準指名競争	3件	
事 随意契約	19件	
簡易公募型プロポーザル方式	2件	
業 一般競争	3件	
簡易公募型競争	3件	
務 標準指名競争	5件	
随意契約	4件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 業務の発注状況について</p> <p>簡易公募型競争入札案件で中止が多いとのことだが、どのような理由によるのか。</p> <p>第2の場合、監理業務の応札者に責任のない中止であり、応札者にとって負担となると思われるが、このような手続はやむを得ないのか。</p> <p>工事の入札が不調等の際に、監理業務の入札手続が中止になる場合があることについて、何らかの形で明示しているのか。</p> <p>2 一者応札について</p> <p>国際法務総合センター（仮称）A-2工区新営（建築）工事及び同A-3工区新営（建築）工事について、落札率が高いのはなぜか。</p>	<p>大きく2つの場合があります。</p> <p>第1に、応札者が2者以上いない場合です。簡易公募型競争入札は指名競争入札の一種であるため、応札者が1者の場合、透明性、客観性及び競争性が確保できないものとして、入札の執行を中止しています。</p> <p>第2に、監理業務の場合、業務の対象となる工事の入札が不調等で契約に至らなかった場合に中止しています。</p> <p>工事の入札執行後、監理業務の入札手続を開始できれば良いのですが、工事の契約後、速やかに監理業務についても契約する必要があることから、工事の入札手続とほぼ並行して監理業務の入札手続を進めざるを得ません。</p> <p>工事の入札手続は不調等となっても、監理業務は延期すれば良いのではないかとの考えもありますが、再度の入札手続には時間がかかり、また、一般的に、工事範囲や工期等に変更があるため、監理業務についても仕様書等の内容を変更して再度入札せざるを得ません。</p> <p>入札公告、入札説明書等を法務省のホームページ上に掲載していますが、その際に併せて、中止となる場合がある旨を表示しています。</p> <p>いずれも、いわゆる不落随契を行なった案件であり、複数回の見積り合わせを実施しているため、落札率が高くなったものです。</p>

3 工事抽出案件について

(1) 国際法務総合センター（仮称）

A工区新営（機械設備）工事[一般競争入札]

特になし。

(2) 大島拘置支所新営（建築）工事

[標準指名競争入札]

今回、指名業者として、工事場所が存在する鹿児島県のほか、その隣接県として熊本県及び宮崎県に本店又は営業所がある業者から選定したとのことだが、隣接県を決定する基準はどのようになっているのか。

海路を含まない理由は何か。

海路を含まないとすると、沖縄県などは隣接県がないことになるが、必ずしも適切とは言えないのではないか。

(3) 国際法務総合センター（仮称）

A-1工区新営（建築）工事（第1回変更）[随意契約]

本件は変更契約だが、予定価格の積算に当たり、当初契約の落札率による調整は行っているのか。

仮に、今後、市場単価が大幅に下がった場合には、こういった対応を考えているか。

隣接県については、橋を含めた陸路でつながっていることを要件としています。

資材や人員の運搬には、一般的に陸路を使用することが想定されること、海路を含んだ場合、様々な航路が想定され、形式的に隣接県を選定することが困難になってしまうためです。

今後、検討します。

調整を行っています。

そのような、いわゆる逆スライドの場合には、契約書のスライド条項を適用し、契約金額の減額について受注者と協議することになります。

4 業務抽出案件について

(1) 宮城刑務所北収容棟等実施設計業務[簡易公募型プロポーザル]

初回の見積額と予定価格の間には、相当の開きがあるが、理由は何が考えられるか。

業務内容に対する相手の理解度を事前に高める工夫をする余地がまだあるのではないか。

過去の入札監視委員会で、内容の似通った技術提案書が提出されており、注意を喚起したことがあるが、今回は各者とも独自の提案がなされており、適切と思料する。

(2) 平成26年度熊本刑務所静穏室設計業務[一般競争入札]

本件では、1回目は不落で、すぐに2回目の入札を実施しているが、2回目の入札額は全者とも1回目の最低入札額より低い。1回目の入札の際に、その場で最低金額を公表しているのか。

(3) 平成26年度名古屋刑務所豊橋刑務支所改修設計業務[簡易公募型競争入札]

特になし。

今回、構造への配慮の必要性等から技術提案を求めるプロポーザル方式を採用しましたが、設計業務の内容としては、一般的な収容棟の設計と異なることはないとの認識で予定価格を積算しています。飽くまで推測ですが、業者としては、プロポーザル方式が採用されたことで、技術的に困難な設計業務として高い予定価格が設定されるのではないかと考え、当初は高い見積りをしたということが考えられます。

基本設計は示しており、判断材料としてはそれで十分であると考えています。

今後も注意してまいります。

開札に際しては、全者の入札金額を読み上げることとしていますので、1回目の最低金額は全者が分かります。

(4) 大島拘置支所新営工事監理業務
[標準指名競争入札]

今回の落札額は、他者に比べて低めの金額と思われるが、問題なく履行されているか。

本件業務は、既に始まっていますが、現在まで問題なく履行されています。なお、落札者は法務省の実績はありませんが、他の国の業務を受注するなどの実績はあり、問題はないものと考えます。

(5) 平成26年度大阪拘置所実施設計業務[随意契約]

見積り回数の制限は設けていないのか。

制限は設けていません。

回数が無制限の場合、相手側が少しずつ見積額を下げれば、予定価格に非常に近い価格で契約できることになり、問題があるように思われる。

見積り合わせごとに金額をいくら下げるかは、各者様々な考え方があるものと思われ、一律の回数制限を設けてそれを制限することは困難だと考えます。